

小児慢性特定疾病医療費支給制度について

平成27年1月1日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」により、小児慢性特定疾病医療費支給制度が実施されています。これは、小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給している制度です。

<対象疾病>

以下の16疾患群（788疾病）となります。

1 悪性新生物	2 慢性腎疾患	3 慢性呼吸器疾患
4 慢性心疾患	5 内分泌疾患	6 膠原病
7 糖尿病	8 先天性代謝異常	9 血液疾患
10 免疫疾患	11 神経・筋疾患	12 慢性消化器疾患
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	14 皮膚疾患	15 骨系統疾患
16 脈管系疾患		

<対象者>

新規に申請できるのは18歳になるまでですが、継続認定となった場合、20歳になるまで給付の対象になります。

<給付内容>

- ・対象医療における自己負担割合は**2割**です。

ただし、「世帯」の所得等に応じて月額自己負担額に上限が設けられています。

「世帯」の範囲

小児慢性特定疾病医療による世帯とは、同じ医療保険に加入している方を「世帯」としています。
異なる医療保険に加入している家族は、住民票上同一の世帯であっても、また、税制上は扶養親族としている場合であっても、別の世帯として扱います。

- ・入院、外来の区別や病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の区別なく、自己負担限度額まで自己負担をしていただき、自己負担限度額を超えた医療費については公費負担となります。
※高崎市内の高校生以下の方については、小児慢性として支払うべき自己負担額は福祉医療費の対象となり、実際の窓口での医療費負担はありません。
※月々の自己負担額を管理するため上限額管理票を交付しますので、受給者証と一緒に医療機関に提示してください。
- ・医療給付を受けられるのは、原則として申請をした指定小児慢性特定疾病医療機関において、申請した疾患に関する医療に限ります。

(次(裏面)へ続く)

<自己負担限度額>

- ・「世帯」の市町村民税額により、自己負担限度額の階層を決定します。

【各階層における自己負担上限額】（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額		
			一般	重症 高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等		0		
II	市町村民税 非課税	低所得Ⅰ（本人の年収80万円未満）	1,250		500
III		低所得Ⅱ（本人の年収80万円超）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ （市民税課税、所得割額7.1万円未満）	5,000	2,500		
V	一般所得Ⅱ （市民税所得割額7.1万円～25.1万円未満）	10,000	5,000		
VI	上位所得 （市民税所得割額25.1万円以上）	15,000	10,000		
入院時の食費			1/2自己負担		

※ 重症：現行の重症患者基準に適合する者

※ 高額かつ長期：医療費総額が5万円（例えば医療保険2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円）を越える月が申請月の直近12か月で6か月以上ある場合

<指定医療機関について>

小児慢性特定疾病医療を受給できる医療機関は、住所地の実施主体（県、政令市、中核市、児童相談所設置市（特別区を含む。））の指定を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関に限ります。

指定状況については、各実施主体のホームページにて公表します。

⇒高崎市内の医療機関の指定状況については、高崎市のホームページにてご確認ください。

<指定医について>

申請時に提出いただく医療意見書（医師の診断書）は、各実施主体の指定を受けた医師（指定医）によって作成されたものである必要があります。指定医の指定状況は、勤務する病院の所在地を管轄する実施主体のホームページにて公表します。

<研究利用における同意について>

小児慢性特定疾病の患者の方々から医療費助成の申請の際に提出していただく「医療意見書」については、医療費助成の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、小児慢性特定疾病に関する研究開発等への利用について同意をいただいた方の分については、その記載内容をデータベースに登録し、小児慢性特定疾病に関する研究開発及び政策立案等のための基礎資料としております。

「医療意見書」を研究開発等に利用するに当たっては、厚生労働省が、審議会において審査の上、研究機関や企業等の提供先に対して提供することとしております。患者さん個人を特定できない「匿名加工」を行うため、患者さんの氏名や住所等の情報は提供されません。臨床調査研究分野の研究で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者等から主治医を介して説明が行われ、皆様の同意を得ることとしております。

研究の成果については、公表しますが、その際個人が特定されることはないとしています。

また、データベースについては、個人情報保護に十分に配慮して構築していることとしています。

なお、同意については任意であり、同意されない場合についても医療費支給の可否に影響を及ぼすものではありません。